

# 2014 J 1 昇格プレーオフ試合実施要項

## 第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、Jリーグ規約第16条に基づき、2014 Jリーグディビジョン1（以下「J1」という）のクラブとの入れ替えを行うJリーグディビジョン2（以下「J2」という）のクラブを決定するための「2014 J1昇格プレーオフ」（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本実施要項に定めのない事項については「2014 J1・J2リーグ戦試合実施要項」を準用する。

## 第2条〔大会の目的〕

- (1) 本大会は2014 J2リーグ年間順位3位から6位までの4クラブが参加して行う。
- (2) 本大会に優勝したクラブがJリーグ規約第16条第1項第2号により、J1に昇格することができる。

## 第3条〔出場資格〕

- (1) 前条の定めにかかわらず、Jリーグ規約第16条第2項第2号および第3項の規定は、本大会の出場資格として適用される。
- (2) 前項により本大会の出場資格を満たさないクラブがあった場合でも、J2リーグ年間順位7位以下のクラブが繰り上がって本大会に出場することはできない。

## 第4条〔大会方式〕

- (1) 本大会を2014 J2リーグ年間順位3位から6位までの4クラブで実施する場合
  - ① 本大会は4クラブによるトーナメント方式で行い、準決勝、決勝をそれぞれ1試合で行う
  - ② 準決勝の組み合わせはJ2リーグ年間順位3位クラブ対同6位クラブ、同4位クラブ対同5位クラブとする
  - ③ 試合は、準決勝をJ2リーグ年間順位3位クラブおよび同4位クラブのホームゲームとし、決勝をいずれのホームスタジアムでもないスタジアム（以下「中立地」という）で行う
  - ④ 決勝の勝者が本大会優勝クラブとなる
- (2) 2014 J2リーグ年間順位3位から6位のうち、前条の出場資格を満たした3クラブで本大会を実施する場合
  - ① 本大会は3クラブによるトーナメント方式で行い、準決勝、決勝をそれぞれ1試合で行う
  - ② 準決勝の組み合わせは、前条の出場資格を満たした3クラブのうち、J2リーグ年間順位の低位2クラブとする。残った1クラブは準決勝を行わず、決勝に出場する
  - ③ 準決勝はJ2年間順位が上位のクラブのホームゲームとし、決勝を中立地で行う
  - ④ 決勝の勝者が本大会優勝クラブとなる

- (3) 2014 J 2 リーグ年間順位 3 位から 6 位のうち、前条の出場資格を満たした 2 クラブで本大会を実施する場合
- ① 本大会は 2 クラブによる 1 試合の決勝戦を行う
  - ② 決勝は中立地で行う
  - ③ 決勝の勝者が本大会の優勝クラブとなる
- (4) 2014 J 2 リーグ年間順位 3 位から 6 位のうち、前条の出場資格を満たしたクラブが 1 つの場合は、当該チームが自動的に本大会の優勝クラブとなる。

#### 第 5 条〔試合の主催等〕

- (1) 試合は、すべて協会および J リーグが主催し、J リーグが主管する。
- (2) J リーグは、準決勝の試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

#### 第 6 条〔出場資格を得るための追加登録期限〕

2014 年 9 月 19 日までに協会への選手登録および J リーグ登録を完了した選手のみが試合への出場資格を有する。

#### 第 7 条〔試合の勝敗の決定〕

- (1) 準決勝、決勝は 90 分間（前後半各 45 分）の試合を行う。
- (2) 90 分間で勝敗が決定しなかった場合は、J 2 リーグ年間順位が上位のクラブを勝者とする。

#### 第 8 条〔広告看板等の設置〕

- (1) 準決勝のホームクラブは、スタジアムにおいて、J リーグの指定した位置に大会タイトル看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。  
サイズ／枚：900mm × 15,000mm  
枚数：1 枚
- (2) 準決勝のホームクラブは、スタジアムにおいて、J リーグが指定した位置に冠スポンサーが広告看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。  
サイズ／枚：900mm × 6,000mm  
枚数：最大 6 枚
- (3) クラブスポンサー等の広告看板および横断幕の設置位置は、原則として次の各号のとおりとする。ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。
  - ① タッチライン側：タッチラインから 5m 以上離れていること
  - ② ゴールライン側：ゴールラインから 5m 以上離れたカメラマン（フォトグラファー、TV クルー）用のラインに沿っていること
- (4) クラブスポンサー等の広告看板、横断幕、回転式看板および電光看板を掲出する場合は、原則として掲出日の 7 日前までに所定の「広告掲出申請書」（別紙 2）により J リーグに申請し、その承認を得なければならない。
- (5) 決勝については、回転式看板または電光看板、90° システムシート等を使用する。

#### 第9条〔手当等〕

- (1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。

手当て：主審 60,000 円 副審 30,000 円 第4の審判員 10,000 円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

- (2) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

手当て：30,000 円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

#### 第10条〔アクレディテーションカード（AD証）〕

- (1) 準決勝については、「2014 J 1・J 2リーグ戦試合実施要項」に定めるアクレディテーションカード（AD証）およびホームクラブの発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。

- (2) 決勝については、Jリーグが別途発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。

#### 第11条〔納付金〕

- (1) ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額を、本大会の終了後60日以内に、協会に納付しなければならない。ただし、2014年度における当該納付金は2%相当額とする。

- (2) 準決勝のホームクラブは、主管した試合の入場料収入のうちの10%相当額をJリーグに納付しなければならない。ただし、シーズンチケットに本大会の試合に入場する権利が含まれている場合は、シーズンチケットの料金のうち、当該主管試合相当分（当該シーズンにおける主管試合数により按分して算出する）を含めた額を入場料収入という。

#### 第12条〔遠征費用〕

チームの遠征に要する交通費・宿泊費は、準決勝のビジタークラブ、決勝に出場するクラブについては「旅費規程」第2条に基づきJリーグが負担する。

#### 第13条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。